

## 法令等

### 問題 1 ～問題 40 は択一式（5 肢択一式）

#### 問題 1 正解 1

本問は、犯罪論序説という瀧川幸辰（たきがわ ゆきとき）京都大学教授の著書に基づく問題です。

この瀧川教授をめぐる、国家による思想弾圧事件が、1933年（昭和8年）の瀧川事件です。

そして、この問題では、受験科目ではない刑法の犯罪理論が出題されています。

すなわち、刑法学における通説的見解では、犯罪とは、構成要件に該当する違法・有責な行為と定義します。

構成要件とは、それぞれの犯罪を構成する要件を指し、たとえば、殺人罪であれば、「人」を「殺す」という要件に該当しないと殺人罪にはならない、というように表されます。そして、人を殺したとしても、その行為が違法であり、責任を問える状況でないと、犯罪にはならないということになります。

以上を前提に、選択肢を一覧しながら、空欄を埋めていきます。

まず空欄アには、罪刑法定主義が入ります。続く文章で、犯罪の定義を構成要件に該当する違法・有責行為としていますので、自由主義、罪刑専断主義及び責任主義は、この文脈にはふさわしくないと判断します。

次に、空欄イですが、上記のように構成要件が入ります。続く、空欄ウには違法、空欄エには瀧川が入ります。

以上より、正解肢は1となります。

**問題2 正解5**

- ア 法を現実に通用している制定法及び慣習法等の実定法とする考え方は、法実証主義を指すと解されます。法実証主義では、自然法の存在は否定され、人間の作った法律だけが法であると理解されますので、「現在通用している法＝法」という問題文の主張と合致します。なお、概念法学とは、制定法を完全なものであると考え、その解釈や運用に際しては形式的論理に終始し、結論の妥当性を考慮しないような考え方を指します。そして、パンデクテン法学とはローマ法をもとに発達した19世紀ドイツの私法学を指すと解されます。
- イ 人身の自由及び思想の自由等の人格的自由とともに経済的自由を最大限に尊重し、経済活動に対する法規制を最小限にとどめるべきであるとする考え方は、リバタリアニズムを指すと解されます。レッセ・フェールは、フランス語で自由放任主義、リベラリズムは、自由主義といわれるものです。いずれも当てはまりそうですが、経済的自由という語句が問題文にありますので、この点を汲んでリバタリアニズムが妥当と解されます。
- ウ 事物の本性や人間の尊厳に基づいて普遍的に妥当する法があるとする考え方は、自然法を指すと解されます。自然法とは、神の意志、人間の理性や本性などに基づくものと定義されますので、問題文の説明として相応しいと解されます。なお、パターンリズムとは、後見的介入を、善きサマリア人の法とは、困窮者を救済するために、無償で善意・良識・誠実に行動した場合には、たとえ失敗してもその結果につき責任を問われないという趣旨の法を指すと解されます。
- エ 法制度の内容は、その基礎にある生産諸要素及び経済的構造によって決定されるとし、私有財産制度も普遍的なものではなく、資本主義経済によって生み出されたとする考え方は、マルクス主義法学を指すと解されます。
- オ 法制度を経済学的手法を用いて分析し、特に効率性の観点から立法及び法解釈のあり方を検討する考え方は、法と経済学が該当すると解されます。なお、利益法学とは、法的基準はどれも、法の整備者によって、特定の社会的あるいは経済上の利益闘争を視野に入れながら下された決定であると理解すべきという考え方です。

以上より、正解肢は5となります。

**問題3 正解4**

- 1 外国人の政治活動の自由について、判例は、外国人の地位にかんがみ、これを認めることが相当でないとは解されるもの、すなわち、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等を除き、外国人にも政治活動の自由は認められると解しています（マクリーン事件 最大判昭53.10.4）。したがって、本肢は妥当です。
- 2 判例は、会社は、政治的行為をなす自由を有するとした上で、政治資金の寄付もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではないとして、自然人と同じ程度の保障が及ぶと判断しました（八幡製鉄事件 最大判昭45.6.24）。したがって、本肢は妥当です。
- 3 判例は、国家公務員が行った政党の機関紙の配布行為について、当該公務員が管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえないとし、当該公務員を無罪としました（最判平24.12.7）。この判例に照らしてみると、本肢の内容は妥当です。
- 4 判例は、天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばない、と判断しました（最判平元 .11.20）。判旨では、象徴であるか私人であるかについては区別していません。よって、本肢は誤りとなり、これが正解肢になります。
- 5 旭川学力テスト訴訟最高裁判決では、憲法26条の背景には「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する。」という観念が存在することを認めています（最大判昭51.5.21）。この判例に照らして、本肢は正しい記述です。

#### 問題4 正解5

問題の事例は、いわゆる奈良県ため池条例事件です（最大判昭38.6.26）。判例は、ため池決かいの原因となる堤とうの使用行為は、憲法・民法の保障する財産権の行使の埒外にあり、そのような行為については条例によって規制し得、たとえこれによって財産権行使が殆ど全面的に禁止されたとしても、これは財産権に内在する当然の制約であり、公共の福祉のために当然に受忍しなければならず、かかる取用による補償は不要であると判断しました。

また、同判例は、続いて、「なお、事柄によつては、特定又は若干の地方公共団体の特殊な事情により、国において法律で一律に定めることが困難又は不適當なことがあり、その地方公共団体ごとに、その条例で定めることが、容易且つ適切なことがある。本件のような、ため池の保全の問題は、まさにこの場合に該当するというべきである。」と述べています。

そして、「本条例は、憲法29条2項に違反して条例をもつては規定し得ない事項を規定したのではなく、これと異なる判断をした原判決は、憲法の右条項の解釈を誤つた違法があるといわなければならない。」と述べています。

以上を前提に、各肢を検討します。

- 1 本肢では、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、条例による制約を受忍する責務を負うとして、一般的な受忍義務を認めています。これは、判例の「公共の福祉のために当然に受忍しなければならず」という部分と同じ趣旨だと解されます。したがって、本肢の記述は判例の論旨に合致します。
- 2 本肢では、人権としても私法上の権利としても、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為は保障されないと主張しています。これは、判例の「憲法・民法の保障する財産権の行使の埒外」という部分に合致します。したがって、本肢の記述は判例の論旨に合致します。
- 3 本肢では、民法の保障する財産権の行使の埒外にある行為を条例をもって禁止、処罰しても憲法および法律に抵触またはこれを逸脱するものとはいえないとしています。これは、判例の「憲法・民法の保障する財産権の行使の埒外」、「条例によって規制し得」という部分に合致します。したがって、本肢の記述は判例の論旨に合致します。
- 4 判例は、ため池の問題について「本件のような、ため池の保全の問題は、まさにこの場合に該当するというべきである。」として、問題文と同じ趣旨を述べています。したがって、本肢の記述は判例の論旨に合致します。



- 5 本肢は、「本条例は、憲法29条2項に違反して条例をもつては規定し得ない事項を規定したものではなく」と述べている判例の趣旨に合致しません。すなわち、問題文には「憲法29条2項は、財産権の内容を条例で定めることを禁じている」とありますが、判例は、当該奈良県のため池条例の内容は、憲法29条2項に違反しないと判断しています。以上より、これが正解肢となります。

#### 問題5 正解4

- 1 憲法68条1項は「内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。」と規定しています。本条項では、国务大臣を任命について「国会の同意」を要求していません。この点で、本肢は誤りです。
- 2 憲法の条文には、内閣の「閣議」についての規定はありません。したがって、この点が誤りです。なお、閣議については、内閣法4条に規定はありますが、法律上は全員一致までは要求されていませんが、慣例により全員一致で決定されることとなっています。
- 3 憲法75条は「国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。」とだけ規定しています。問題文のように、「逮捕」についての特権は規定がありません。よって、本肢は誤りです。なお、国务大臣は、全員が国会議員とは限りませんので、50条の規定する国会議員の不逮捕特権とは、区別して考える必要があります。
- 4 憲法74条は「法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。」と規定しています。この署名・連署の趣旨は、一般的には、当該法律の執行責任の明確化にあると解されています。したがって、本条項に照らして、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 5 憲法66条3項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と規定しています。周知の通り「国会＝衆議院と参議院」ですので、憲法上、内閣は、参議院に対しても連帯して責任を負うこととなります。以上より、本肢の記述は誤りです。

〈参考 内閣法 4 条〉

- 1 項 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。
- 2 項 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。
- 3 項 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

**問題 6**    **正解 1**

本問は、予算の法的性質についての問題です。

予算の法的性質については、欧米では予算と法律を同一のものと捉える考え方が一般的です。これに対して、我が国では、予算は法律とは異なる法形式であると解する考え方（予算法形式説）が通説的見解です。すなわち、予算は政府を規律するという意味で、法律と同視できるけれども、その対象が国家の一会計年度のみの行為の規律である点で、広く一般的に適用される法律そのものとは異なる法形式だと考える立場です。

この知識を有していれば、直ぐに正解肢が 1 だと分かります。

問題7 正解2

- 1 前半の硬性憲法と軟性憲法の定義は、正しいです。しかし、後半の「頻繁に改正される憲法は、法律より改正が困難であっても軟性憲法に分類される。」という記述は誤りです。硬性憲法と軟性憲法の違いは、定義の通り、改正手続の難易度であり、改正の頻度ではないからです。
- 2 まず、実質的意味の憲法の定義として、記述の内容は正しいといえます。その成立形式や名称にかかわらず、国家統治の基本形態を記しているものを実質的意味の憲法といいます。よって、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 3 憲法99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定しています。したがって、国民はその名あて人に含まれていません。よって、本肢は誤りです。
- 4 問題文では、憲法と条約との形式的効力について、条約が優位にあると記述されていますが、通説的見解では、憲法が優位と解されています。したがって、本肢は妥当ではありません。
- 5 本肢は、憲法前文の法的性質についての問題です。憲法前文は、日本国憲法の諸基本原理を宣明しているもので、憲法の主要な構成部分であり、それ自体が法的性格・憲法法規としての実質を有しています。つまり、憲法前文は単なる前書きではなく、法規範だと解されています。よって、本肢は誤りです。

**問題 8**    **正解 3**

本問では、砂利採取法 26 条各号の認可取消事由の法的性質が問題となっています。そこで、まず、各号の認可取消しの法的性質を検討します。

1 号は、21 条の認可内容遵守義務の違反による取消しとなります。この場合には、後発的な事情により認可を取り消していますので、行政法学上は、いわゆる「行政行為の撤回」に該当します。

次に、2 号は 23 条 1 項の規定による命令に違反したときですので、これも認可後の事情による取消しです。よって、行政法学上は、「行政行為の撤回」に該当します。

さらに、3 号は 31 条 1 項の認可に付された条件に違反した場合です。これも認可後の事情による取消しです。よって、行政法学上は、「行政行為の撤回」に該当します。

最後に、4 号は不正の手段により 16 条の認可を受けた場合です。つまり、認可後の事情ではなく、認可に原始的瑕疵が存在した場合です。よって、この場合の認可取消しは、行政法学上は、「行政行為の取消し」に該当します。

このことを前提に、各肢を検討します。

- 1    1 号・2 号は、いずれも行政法学上の「行政行為の撤回」だと解されますので、「いずれも行政法学上の取消しである。」という部分が誤りです。
- 2    1 号・3 号は、いずれも行政法学上の「行政行為の撤回」だと解されますので、「いずれも行政法学上の取消しである。」という部分が誤りです。
- 3    2 号・3 号は、いずれも行政法学上の「行政行為の撤回」だと解されますので、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 4    2 号は、行政法学上の「行政行為の撤回」だと解されます。しかし、4 号は行政法学上の「行政行為の取消し」だと解されますので、「いずれも行政法学上の撤回である。」という部分が誤りです。
- 5    3 号は、行政法学上の「行政行為の撤回」だと解されます。しかし、4 号は行政法学上の「行政行為の取消し」だと解されますので、「いずれも行政法学上の撤回である。」という部分が誤りです。

問題9 正解3

- 1 行政事件訴訟法に規定されている「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいいます（3条4項）。この訴訟類型は、そもそも「処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。」と規定されていることから（36条）、逆に、現在の法律関係に関する訴えにより目的を達成できる場合には、提起ができない訴訟となります。したがって、問題文のように、無効の行政行為は無効確認訴訟のみで争う他はないというものではありません。以上より、本肢は誤りです。なお、行政行為の無効は、実質的当事者訴訟及び民事訴訟においても主張することは可能です。
- 2 形式的には、無効な行政行為には公定力はありませんので、取消訴訟による必要はありませんが、そのことは無効な行政行為について取消訴訟を提起できないということではありません。したがって、無効な行政行為でも、出訴期間内に提起された取消訴訟があれば、それについては審理を行い、その瑕疵を理由として取り消すことも可能です。よって、本肢は誤りです。
- 3 行政事件訴訟法8条1項は、個別法に審査請求前置主義が定められている場合には、直ちに処分の取消訴訟を提起することができないと規定しています。そして、同法38条は、無効等確認訴訟について、この8条1項を準用していません。したがって、無効等確認訴訟については、個別法に審査請求前置主義が定められていても、直ちに無効確認訴訟を提起することが許されると解されます。以上より、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 4 行政事件訴訟法36条は、無効等確認訴訟における原告適格について、「当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」が提起できると規定しています。誰でも提起することができるわけではありません。よって、本肢は誤りです。
- 5 問題文の前段は、正しい記述です。しかし、執行停止制度の規定（25条）は、無効等確認訴訟に準用されています（38条3項）。よって、この点が誤りとなります。

**問題 10** 正解 3

- 1 執行罰とは、不作為義務又は非代替的作為義務の履行がなされない場合に、一定の期間を定めて、その期間内に義務を履行しないときには一定額の「過料」を科する旨を通知し、その心理的な圧力により義務の履行を確保する手段です。問題文の通り、行政上の強制執行の一類型です。本肢では、「過料」とすべき部分を、刑事罰である「罰金」と記述している点が誤りです。
- 2 執行罰とは、行政上の強制執行の一類型です。したがって、あくまでも行政機関の行う行為となります。裁判所は関与しません。以上より、本肢は誤りです。
- 3 執行罰は、行政上の強制執行の一類型ですので、刑事法上の二重処罰の禁止の法理の適用はありません。したがって、ひとつの義務の不履行について、重ねて、過料を科することも可能です。以上より、本肢は正しい記述です。これが正解肢となります。
- 4 行政代執行法 2 条でわざわざ「法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）」と規定しているということは、その反対解釈として 1 条の「法律」には条例等は含まないという趣旨と解されています。したがって、行政上の義務の履行確保については、条例では定めることはできません（行政代執行法 1 条、2 条参照）。よって、本肢は誤りです。
- 5 執行罰は、同じように制裁金を科すのであれば裁判所の刑事判決による罰金の方が威嚇効果が高いという理由から、現在ではほとんど採用されておらず、唯一砂防法 36 条に残存しているだけです（なお、この砂防法 36 条も実務上はほとんど適用されていないのが実情である）。よって、本肢は誤りです。

## 〈行政代執行法〉

## 1 条

行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

## 2 条

法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為 〈以下、省略〉



**問題 11**    **正解 5**

本問は、行政手続法 1 条 1 項の条文穴埋め問題です。過去の出題傾向からも、各法律の目的条項である 1 条の文言は重要知識ですので、必ず覚えておきましょう。

行政手続法 1 条 1 項

この法律は、〈ア〉 処分、行政指導及び〈イ〉 届出に関する手続並びに〈ウ〉 命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における〈エ〉 公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もって〈オ〉 国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

上記の条文を参照して、空欄アからオまでに語句を当てはめると、正解肢は 5 となります。

**問題 12**    **正解 3**

- 1 行政手続法は、不利益処分の場合にも理由の提示を必要としていますし（14条）、申請に対する拒否処分に関する理由の提示も必要としています（8条）。よって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、一級建築士免許取消処分をするに際し、単に処分の原因と根拠法令のみを示すのみでは不十分だとし、公開されている処分基準の適用関係を明らかにすべきだとして、免許取消処分を違法だと判断し、その違法な処分については取り消すべきとしています（最判平23.6.7）。よって、本肢は誤りとなります。
- 3 行政手続法14条1項の条文の内容通りです。よって、本肢は正しく、これが正解肢となります。
- 4 判例は、青色申告の更正処分における理由附記の不備の違法は、同処分に対する審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されない、と判断しています（最判昭47.12.5）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 判例は、情報公開条例に基づく公文書の非公開決定において、行政庁がその処分理由を通知している場合に、通知書に記載した理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することも許される、としています（最判平11.11.19）。したがって、本肢は誤りです。

## 〈行政手続法 14 条 1 項〉

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

**問題 13** 正解 4

- 1 行政手続法 24 条 1 項は、「主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- 2 行政手続法 24 条 3 項は、「主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- 3 行政手続法 24 条 4 項は、「当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- 4 行政手続法 25 条前段は、「行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。」と規定しています。本条に照らして、本肢は誤りです。よって、これが正解肢になります。
- 5 行政手続法 26 条は、「行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。」と規定しています。本条に照らして、本肢は正しい記述です。

問題 14 正解 1

- 1 行政不服審査法 1 条 2 項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しています。したがって、全ての行政庁の処分は、行政不服審査法又は個別の法律に特別の定めがない限り、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となります。よって、本肢は正しい内容ですので、これが正解肢となります。
- 2 行政不服審査法 2 条は、「行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定しています。この「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国又は地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいいます。したがって、地方公共団体の機関がする処分にも行政不服審査法が適用されます。よって、本肢は誤りです。
- 3 行政不服審査法 7 条 2 項は、「国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。」と規定しています。したがって、そもそも不服審査自体ができませんので、本肢は誤りとなります。
- 4 そもそも行政指導は、処分には該当しない行政機関の任意のお願いです。したがって、行政指導に対して、不服申立てはできません。なお、行政不服審査法ではなく、行政手続法には、行政指導をした行政機関に対して直接、行政指導の中止等の求めについての規定があります（36条の2）。しかし、この規定は、行政不服審査法に基づく審査請求によって当該行政指導の中止を求めることを認めたものではありません。よって、本肢は誤りとなります。
- 5 行政不服審査法 5 条 1 項の規定は、「行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるとき」としています。つまり、そもそもこの規定は審査請求が可能、かつ再調査の請求も可能という場面を想定していますので、問題文は前提から誤っていることとなります。

**問題 15**    **正解 1**

- 1 行政不服審査法 10 条は、「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。」と規定しています。本条に照らして、本肢の記述は妥当であり、これが正解肢になります。
- 2 そもそも行政不服審査会とは、諮問機関であり審査請求を行うことはありません (67 条)。また、処分庁に上級行政庁がない場合の審査請求は、当該処分庁に対して行います (4 条 1 号)。よって、本肢は誤りです。
- 3 弁明書と反論書の説明が逆転しています。正しくは、処分庁が審理員に提出するのが弁明書 (29 条 2 項)、審査請求人が提出するのが反論書です (30 条 1 項)。手続は、審査請求書 (審査請求人) → 弁明書 (処分庁) → 反論書 (審査請求人)、という流れになります。よって、本肢は誤りです。
- 4 行政不服審査法 12 条 2 項は、「前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。」として、取下げには特別の委任を要求しています。したがって、本肢は誤りです。
- 5 行政不服審査法 11 条 3 項は、「総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。」として、総代の権限から「審査請求の取下げ」を除外しています。本条項に照らして、本肢は誤りです。

問題 16 正解 4

- 1 本肢では、主体が「処分庁の上級行政庁または処分庁のいずれでもない審査庁」となっていますので、この点に注意が必要です。そして、この場合には、「審査請求人の申立て」のみにより、「処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止」措置のみができます（25条3項）。以上より、本肢は誤りです。なお、主体が「処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁」の場合は、「審査請求人の申立て」プラス「職権」で、「処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止」プラス「その他の措置」をすることができます（25条2項）。

処分庁の上級行政庁又は 処分庁である審査庁 (25条2項)	「審査請求人の申 立て」と「職権」	「処分の効力、処分の執行又 は手続の続行の全部又は一部 の停止」と「その他の措置」
処分庁の上級行政庁又は 処分庁のいずれでもない 審査庁 (25条3項)	「審査請求人の申 立て」のみ	「処分の効力、処分の執行又 は手続の続行の全部又は一部 の停止」のみ

- 2 行政不服審査法25条4項は、本文で「審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。」と規定しています。したがって、この場合も「審査請求人の申立てがあった場合」である必要があります。以上より、本肢は誤りです。
- 3 まず、審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができます（40条）。そして、行政不服審査法25条7項は、審理員から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、「執行停止をするかどうかを決定しなければならない。」としています。この点、問題文が「執行停止をしなければならない。」と記述している点が、本条項に照らして誤りとなります。
- 4 行政不服審査法26条は、「執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。」と規定しています。本条に照らして、本肢は正しい記述です。よって、これが正解肢となります。
- 5 行政不服審査法25条6項は、「処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。」と規定しています。よって、本肢は誤りです。なお、処分の効力の停止とは、処分そのものを停止させることを意味し、処分の執行停止とは、処分の効力は維持しつつも、その具体的な実現を停止することをいいます。

**問題 17**    **正解 1**

- 1    そもそも、行政事件訴訟法上、自分が受けた行政処分の取消訴訟のみを提起することは、何ら問題ありません（3条2項）。次に、申請された許認可を命ずることを求める義務付け訴訟を提起する場合には、義務付けの訴えを提起することができます（3条6項2号、37条の3第1項2号）。そして、本問の場合には、当該処分に係る取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合提起する必要があります（37条の3第3項2号）。以上に照らして、本肢の記述は正しいといえ、これが正解肢となります。
  
- 2    仮に原告が、申請拒否処分の効力の停止を申し立てて、これが認められたとしても、単に原告が申請をしたという状態になるだけです。したがって、「終局判決の確定まで、申請された許認可の効果を仮に発生させる」ことにはなりません。以上より、本肢は誤りです。
  
- 3    申請拒否処分の取消訴訟も、行政事件訴訟法に規定されている取消訴訟ですので、出訴期間の制限を受けます（14条）。すなわち、この場合の取消訴訟は、拒否処分があったことを知った日から6カ月以内に提起しなければなりませんし、拒否処分の日から1年を経過した場合には、提起できません（ただし、正当な理由があれば可能）。以上より、本肢は誤りです。
  
- 4    申請拒否処分の取消訴訟の係属中に当該申請拒否処分が職権で取り消され、許認可がなされた場合には、それ以上、当該訴訟を続ける意味がありませんので、この訴訟は却下されます。問題文では、却下と記述すべき部分を「棄却」としていますので、この点が誤りです。
  
- 5    行政事件訴訟法は、処分が判決により取り消されたときは、その処分をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する裁決をしなければならないと定めています（判決の拘束力、33条2項）。ただ、この場合でも、当該判決の理由とは異なる理由によって、再度、申請拒否処分を行うことは可能です。よって、本肢は誤りとなります。



問題18 正解1

- 1 本肢は、要するに、「義務付けの訴え」や「差止めの訴え」の対象として「裁決」が含まれるか否かという問題です。そして、行政事件訴訟法は、それぞれの定義として、「義務付けの訴え」は、「この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。」とし（3条6項）、「差止めの訴え」とは、「この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。」としています（3条7項）。いずれの定義にも、「裁決」が対象として含まれていますので、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。
- 2 行政事件訴訟法9条1項は、裁決の取消訴訟の原告適格について、裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる、と規定しています。すなわち、原告適格については、法律上の利益を有する者であれば、裁決の相手方である審査請求人に限定されないということになります。よって、本肢は誤りとなります。
- 3 「裁決の取消しの訴え」と「処分の取消しの訴え」の関係については、問題文のように、「処分の取消しの訴え」の提起が許されない場合に限り、「裁決の取消しの訴え」が提起可能という関係にありません。両者は、原告の任意により、いずれか一方を選択することも可能ですし、併合提起することも可能です。よって、本肢は誤りとなります。
- 4 行政事件訴訟法3条3項は、「この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。」と規定しています。すなわち、再調査の請求に対する「決定」も、「裁決の取消しの訴え」の対象となります。よって、本肢は誤りとなります。
- 5 行政事件訴訟法29条は、「前四条の規定は、裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における執行停止に関する事項について準用する。」として、「裁決の取消しの訴え」について「処分の取消しの訴え」における執行停止の規定を準用しています。よって、本肢は誤りとなります。

**問題 19**    **正解 5**

- 1 行政事件訴訟法 37 条の 5 第 4 項は「第 25 条第 5 項から第 8 項まで、第 26 条から第 28 条まで及び第 33 条第 1 項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。」としています。そして、内閣総理大臣の異議の規定は 27 条ですので、準用があります。よって、本肢は誤りとなります。
- 2 行政事件訴訟法上には、「仮の差止めの申立てがなされた場合、行政庁は、仮の差止めの可否に関する決定がなされるまで、対象とされた処分をすることができない。」とする規定はありません。したがって、本肢は誤りです。
- 3 行政事件訴訟法 37 条の 5 第 2 項は、「差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という。）ができる。」と規定しています。まず、条文上は、「申立て」のみとしていますので、職権でも可能とする部分が誤りです。また、問題文に記載されている要件と、条文上の要件とは異なります。以上より、本肢は誤りとなります。
- 4 肢 3 の行政事件訴訟法 37 条の 5 第 2 項の条文にもある通り、仮の差止めは、「差止めの訴えの提起があつた場合において」認められます。したがって、本肢は誤りです。
- 5 行政事件訴訟法 37 条の 5 第 3 項は、「仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述であり、これが正解肢となります。

問題20 正解2

- 1 判例は、問題文のような事例において、直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったと評価されることにはならず、担当者が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行為をしたと認められるような事情がある場合に限り、当該行為は違法と評価される、としています（最判平19.11.1）。つまり、問題文のようなケースを「当然に違法なものと評価」しているわけではありません。以上より、本肢は誤りとなります。
- 2 判例は、刑事裁判において無罪の裁判が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留・公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となることはないとしています（最判昭53.10.20）。以上より、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 3 判例は、裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在した場合でも、これによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があったとして国の損害賠償責任の問題が生じるわけでもなく、責任が肯定されるには、裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認め得るような特別な事情が必要である、と判示しました（最判昭57.3.12）。つまり、一定の場合には、裁判官の行う裁判が、国家賠償法1条1項の適用上違法と判断される可能性はあるということになります。以上より、本肢は誤りとなります。
- 4 判例は、国会議員の立法行為（不作為も含む）についても、国家賠償法1条の定める「公権力の行使」に該当すると判断しています（最判昭60.11.21）。したがって、本肢は誤りとなります。
- 5 判例は、政府が物価の安定等の政策目標を実現するためにとるべき具体的な措置についての判断を誤り、ないしはその措置に適切を欠いたため右目標を達成できなかったとしても、法律上の義務違反ないし違法行為として、国家賠償法上の損害賠償責任の問題を生ずるものではない、としています（最判昭57.7.15）。したがって、本肢は誤りとなります。

**問題 21**    **正解 3**

本問では、失火責任法と国家賠償法の関係についての判例の内容が主題となっています。

まず、前提として、以下の点を押さえておく必要があります。

まず、国家賠償法 4 条は、国又は公共団体の損害賠償の責任について、同法 1 条 1 項の規定が適用される場合においても、民法の規定が補充的に適用されることを規定しています。

次に、失火により他人に損害を与えた場合、民法 709 条をそのまま適用すると、失火者は、その失火につき「故意又は過失」があれば損害賠償責任を負うこととなります。しかし、この民法 709 条をそのまま適用した場合、木造家屋が多い我が国では、失火者に酷な結果になります。そのため失火責任法が制定され、失火につき重過失がある場合のみ損害賠償責任を負うこととされています。そして、この失火責任法は、民法 709 条の特則として位置付けられています。

したがって、国家賠償法でも、公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法 4 条により失火責任法が適用され、当該公務員に重過失が必要だというのが判例の立場となります（最判昭 53.7.17）。

以上の判例の見解を前提として、各空欄に当てはまる語句を入れていきます。そうしますと、空欄  ～  には、順に、「過失」・「補充的に適用される」・「含まれる」・「適用を排除すべき」・「重大な過失」、と入りますので、正解肢は 3 となります。

問題22 正解4

- 1 地方自治法244条の2第1項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- 2 地方自治法244条2項は、「普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と規定し、同条3項で「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定しています。よって、本肢は正しい記述です。
- 3 地方自治法244条の2第6項は、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- 4 地方自治法244条の3第1項は、「普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢の記述は誤りです。よって、これが正解肢となります。
- 5 地方自治法244条の2第4項は、「前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。

**問題 23**    **正解 3**

- 1 地方自治法 94 条は、「町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。」と規定しています。条文上は、条例のみで設置でき、住民投票を要求していません。本条項に照らして、本肢の記述は誤りです。
- 2 地方自治法 136 条は、「普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。」と規定しています。この規定には、問題文のような「正当な理由がある場合」という例外はありません。よって、本条項に照らして、本肢の記述は誤りです。
- 3 地方自治法 180 条 1 項は、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 4 地方公共団体が処理する事務には、地方政府である自己に固有の事務（自治事務）と、中央政府が本来行うべき事務を肩代わりの行う事務（法定受託事務）の 2 種類があります。このうち、法定受託事務は 1 号、2 号と法定されていますが、自治事務は「地方公共団体が処理する事務で、法定受託事務以外のもの」と定義されていますので（2 条 8 項）、複数の種類はありません。よって、本肢は誤りです。
- 5 地方自治法 245 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。」と規定しています。したがって、法定受託事務でも法律に基づかないで関与をなすことは認められません。よって、本肢は誤りです。



問題24 正解5

- 1 判例は、普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約は、地方自治法施行令167条の2第1項の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や契約の相手方において随意契約の方法によることが許されないことを知り又は知り得べかりし場合など当該契約を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効となる、としています（最判昭62.5.19）。したがって、単に法令の規定に違反して契約を締結しただけでは、当然に無効とはなりません。また、同判例は契約が無効とはならない場合には、差止請求もなし得ないと判示しています。以上より、本肢は誤りです。
- 2 地方自治法は、住民訴訟において可能な請求内容を法定しています（242条の2第1項各号）。その内容には、問題文のような、住民が地方公共団体の契約締結の相手方に対し、不当利得返還等の代位請求をするという形態は含まれていません。以上より、本肢は誤りです。
- 3 住民監査請求の要件における「住民」については、人数の要件はありません。すなわち、住民1名でも請求できます（242条1項）。以上より、本肢は誤りです。
- 4 住民訴訟については、行政事件訴訟法43条の規定が適用されます（地方自治法242条の2第11項）。そして、住民訴訟はいわゆる民衆訴訟に分類され、民衆訴訟のうち、取消訴訟・無効等確認訴訟以外の訴訟については、当事者訴訟に関する規定が準用されています（行政事件訴訟法43条3項）。そして、当事者訴訟においては、取消訴訟における執行停止の申立ての規定は準用されていません（同法41条）。したがって、地方公共団体の住民が違法な公金の支出の差止めを求める住民訴訟を適法に提起した場合においても、公金の支出がなされることによる重大な損害を避けるため、同時に執行停止の申立てを行うことはできないと解されます。以上より、本肢は誤りです。
- 5 判例は、監査委員が適法な住民監査請求を不適法として却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして、直ちに住民訴訟を提起することができる、としています（最判平10.12.18）。当該判例に照らして、本肢は正しく、これが正解肢となります。

**問題 25**    **正解 5**

本問では、問題文の中で「都市計画における建設大臣（当時）の裁量権の範囲に関する原審の判断を覆した最高裁判所判決」というヒントがあります。この点を見逃さないようにしましょう。

そして、まず、アからエの文章を一読します。そうしますと、エが原審の立場を述べている文章であること、アが原審の判断について反論をする文章であることが分かります。

次に、空欄と空欄の間の接続詞と前後の文章から、空欄Ⅰには、原審の立場が入ることが分かります。そうだとしますと、空欄Ⅰには、エが入ります。そして、その後の接続詞が「しかし」と来ていますので、空欄Ⅱには、原審に対する反論が始まる文が入ります。そうしますと、空欄Ⅱにはアが入り、あとは選択肢の並びをみて、順にウイと入れてみます。その結果、文章として意味が通りますので、正解肢は5ということになります。

問題26 正解2

ア 行政不服審査法上は、処分の際の教示を怠った場合に、当該処分を取り消すことができるとする規定はありません。そして、処分をする場合には教示をしないと処分の効力が生じないという規定もありませんので、教示を怠った処分を取り消すことができるとはいえません。以上より、本肢は正しい記述です。

イ 問題文で、「X県知事により行われる、ある行政処分に付される教示」とあります。行政事件訴訟法上は、被告適格として処分の取消しの訴えの場合には、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体と規定しています（11条1項1号）。したがって、この場合の被告はX県となります。以上より、本肢は誤りです。

ウ 本問の教示内容は、以下の2点になります。1点目は、審査請求ができるという教示、2点目は、取消訴訟が提起できるという点です。このうち、1点目は行政不服審査法上の教示です（82条）。そして2点目は、行政事件訴訟法上の教示です（46条）。以上より、本肢は正しい記述です。

エ 行政不服審査法においても（18条1項）、行政事件訴訟法においても（14条1項）、正当な理由があれば、審査請求期間・出訴期間が経過していても、請求や訴え提起が認められます。以上より、本肢は誤りです。

オ 行政事件訴訟法8条1項は、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定しています。しかし、この教示には、審査請求を行った場合の出訴期間の算定方法についての記述はありますが、審査請求を前置すべきという記述はありません。以上より、本肢は誤りです。

以上より、正しいのはア・ウとなり、正解肢は2となります。

**問題 27**    **正解 4**

ア 問題文には、単に A 個人としてではなく、B 法人の理事として第三者と法律行為をすると記述されています。そうだとしますと、この場合には、一般的には B 法人の代表として行うものと解されます。以上より、本肢は誤りと解されます。

イ 判例は、権利能力なき社団の財産は構成員に総有的に帰属する、と解しています（最判昭 39.10.15、最判昭 32.11.14 など）。以上より、本肢は正しい記述です。

ウ 組合の財産について、分割請求は可能ですが、いつでも可能というわけではなく、民法上は、組合の清算前には、組合財産の分割を求めることができないと規定されています（676 条 2 項）。

エ 民法では、組合の業務を執行する組合員の報酬について、委任における受任者の規定を準用しています（671 条、648 条）。したがって、原則として無報酬ですので、本肢は誤りです。

オ 判例は、組合において組合規約等で、業務執行者の代理権限を制限しても、その制限は善意無過失の第三者に対抗できない、と解しています（最判昭 38.5.31）。以上より、本肢は正しい記述です。

以上より、妥当なものはイ・オとなり、正解肢は 4 となります。

問題28 正解3

- 1 判例は、第三者において表意者に対する債権を保全するため必要がある場合において、表意者はその意思表示の瑕疵を認めているときは、表意者みずからは当該意思表示の無効を主張する意思がなくても、第三者たる債権者は表意者の意思表示の錯誤による無効を主張できる、と解しています（最判昭45.3.26）。よって、本肢は正しい記述です。
- 2 判例は、保証契約の前提である本契約であるところの売買契約が偽装だった場合で、保証人がこれを知らない場合について、保証人の意思表示には法律行為の要素に錯誤がある、と判断しています（最判平14.7.11）。よって、本肢は正しい記述です。
- 3 問題文では、婚姻や養子縁組の場合に、人違いがあった場合でも、その婚姻や縁組が有効としています。条文上、このような場合には、婚姻無効（742条1号）、縁組無効（802条1号）となります。よって、本肢は誤りで、これが正解肢となります。
- 4 判例は、保証契約は、保証人と債権者との間に成立する契約であって、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約をなす単なる縁由に過ぎず、当然にはその保証契約の内容となるものではない、としています（最判昭32.12.19）。よって、本肢は正しい記述です。
- 5 判例は、夫の財産分与の意思表示について、動機の錯誤があったことを認め、かつ夫の契約の外の言動に鑑みて、この動機の錯誤が黙示的に示されていたと判断して、このような財産分与については錯誤無効の主張をすることを認めています（最判平元9.14）。よって、本肢は正しい記述です。

**問題 29**    **正解 2**

ア 民法は、地上権の設定範囲について、「地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。」と規定しています（269条の2第1項）。本条項に照らして、本肢は誤りです。

イ 判例は、一筆の土地の一部であっても取得時効の対象となると考えています（大連判大13.10.7）。したがって、本肢は正しい記述です。

ウ 判例は、構成部分の変動する集合動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法によって目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができるものと解すべきである、としています（最判昭62.11.10）。したがって、本肢は誤りです。

エ 土地に植えられた立木については、立本法に基づく登記により公示された立木は、独立の不動産とみなされますが、この登記がない立木の場合は原則として、土地の一部であり独立の物権の客体とはなりません。しかしながら、立木について明認方法を施して、土地とは処分を別にすることを明示すれば、同じように対抗要件とすることが認められています。したがって、本肢は正しい記述です。

オ 民法283条は、「地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。」と規定しています。本条に照らして、本肢は正しい記述です。

以上より、妥当ではないものは、ア・ウとなり、正解肢は2となります。



問題30 正解3

本問のAが甲不動産を時効取得するためには、自己の占有により民法162条の時効期間（善意占有10年、悪意占有20年）を満たすか、あるいは自己の占有と前占有者であるBの占有をあわせて民法162条の時効期間を満たす必要があります。

- 1 Aは自己の占有のみを主張することが可能ですので、Aが占有開始の時に善意無過失であり、10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有すれば、甲不動産を時効取得できます（162条2項）。この場合、Bの悪意は関係ありません。
- 2 Bが悪意でも、Aの占有期間2年を合算することができますので、Aは甲不動産を時効取得できます（187条、162条1項）。
- 3 Aは5年間、Bは悪意で5年間ですので、Aのみでは10年に足りませんし、両者を合算しても20年にはなりませんので、Aは甲不動産を時効取得できません（187条、162条）。よって、本肢が正解肢となります。
- 4 本肢では、Bが善意無過失で占有を開始しています。162条の善意・悪意の区別は、占有開始当初に判断します。善意で占有を開始し、途中で悪意に転じても時効期間は10年となります。したがって、AはBの占有を併せて主張する場合には、善意無過失の占有期間である10年を充足すればよいこととなります。本肢では、両者を合算すると10年となりますので、Aは甲不動産を時効取得できます（187条、162条2項）。
- 5 前記のように、162条の善意・悪意の区別は、占有開始当初に判断します。善意で占有を開始し、途中で悪意に転じても時効期間は10年となります。本肢では、Bが5年間、Aが6年間占有していますので、Aは甲不動産を時効取得できます（187条、162条2項）。

〈参照〉

162条

- 1項 二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。
- 2項 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

## 187 条

- 1 項 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。
- 2 項 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。

## 問題31 正解5

- 1 判例は、原則として、Aは、現在の妨害者である所有権者Cに対して建物収去・土地明渡しを請求すべき、と判示しています（最判平6.2.8）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、抵当権設定登記後に抵当不動産の所有者から占有権原の設定を受けてこれを占有する者についても、その占有権原の設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、抵当権者は、当該占有者に対し、抵当権に基づく妨害排除請求を可能とし、さらに、抵当不動産の所有者において抵当権に対する侵害が生じないように抵当不動産を適切に維持管理することが期待できない場合には、抵当権者は、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができる、としています（最判平17.3.10）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 民法200条1項は、「占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。」と規定しています。つまり、賠償請求も可能です。本条項に照らして、本肢は誤りです。
- 4 判例は、対抗力を備えた不動産賃借権については、賃借権に基づく妨害排除請求を認めるとしています（最判昭30.4.5など）。したがって、本肢は誤りです。
- 5 肢1と同じ判例ですが、判例は、原則として、Dは、現在の妨害者である所有権者Fに対して建物収去・土地明渡しを請求すべきとしつつも、登記名義人Eについても、たとえ建物をFに譲渡したとしても、Eが自分の意思で引き続き右登記名義を保有する限り、土地所有者Aに対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできない、と判示しています（最判平6.2.8）。よって、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。

問題32 正解3

- 1 民法433条は、「連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。」と規定しています。したがって、Aの契約が無効でも、Bの契約は維持されます。よって、本肢は正しいです。
- 2 民法435条は、「連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。」と規定しています。したがって、Aが契約更改をすると、Bは債務を免れます。よって、本肢は正しいです。
- 3 連帯債務者の一人について、債務の承認による時効の中断（147条3号）があっても、その効力は他の連帯債務者には及びません（民法440条）。したがって、Bについては時効中断をしていませんので、BはCに対して消滅時効の援用が可能です。よって、本肢の内容は妥当ではなく、これが正解肢となります。なお、履行の請求による時効の中断は、絶対効ですので、場面の違いに注意してください。
- 4 民法443条1項前段は、「連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。」と規定しています。本肢の、BはCに対して相殺をすることが可能な事例ですので、求償してきたAに相殺をもって対抗することが可能です。よって、本肢は正しいです。
- 5 民法443条2項は、連帯債務者の一人が弁済をして、その旨を連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をした場合は、その善意の弁済が有効となる旨を規定しています。本規定によれば、Bの弁済が有効となり、BはAの求償を拒み、逆にAに対して500万円の求償ができます。よって、本肢は正しいです。

**問題 33**    **正解 5**

- 1 甲機械の賃貸借契約において、その修理費は必要費になります。そして、必要費については、賃借人は、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができるかとされていますので、特約がなくても直ちに請求できます（608条1項）。したがって、本肢は誤りです。
- 2 本肢のCが甲を保管するということは、留置権の行使となります。そして、留置権の行使の場合には、留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げません（300条）。したがって、本肢は誤りです。
- 3 民法319条は、動産保存の先取特権には、即時取得の規定を準用していません。つまり、動産保存の先取特権は、債務者の占有する他人の動産の上には成立しません。本件では、甲は債務者Bの所有物ではありませんので、動産の先取特権は成立しません。したがって、本肢は誤りです。
- 4 本件では、CはBから甲の修理を契約により請け負っています。そもそも事務管理は、民法上の契約のない場合に成立します（697条1項）。したがって、Cには事務管理は成立せず、事務管理に基づいて修理費用相当額の支払を求めることはできません。本肢は誤りです。
- 5 判例は、建物の賃貸借及び修理における類似の事案において、修理をした者Aが、建物賃借人Bとの間の請負契約に基づき建物の修繕工事をしたところ、その後Bが無資力になった場合、AのCに対する不当利得の返還請求を肯定するには、BC間の賃貸借契約を全体としてみて、Cが対価関係なしに利益を受けたと認められる必要があると判示しています（最判平7.9.19）。この判例の趣旨からすると、本件のAB間の賃貸借契約では、修理費用の代わりに賃料減額をしていたという事情があり、Aは対価関係なしに利益を受けたとはいえません。よって、CはAに対して、不当利得に基づいて修理費用相当額の支払を求めることはできないと解されます。以上より、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。

**問題34** 正解4

- 1 判例は、良好な景観の恵沢を享受する利益（景観利益）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である、と判断しています（最判平18.3.30）。よって、本肢は誤りです。
- 2 判例は、民法723条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まないものと解するのが相当である、としています（最判昭45.12.18）。よって、本肢は誤りです。
- 3 判例は、設問のような事案において、医師は、患者が右手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪われたことによって被った精神的苦痛を慰謝すべく不法行為に基づく損害賠償責任を負う、としました（最判平12.2.29）。よって、本肢は誤りです。
- 4 判例は、設問のような事案において、医師が過失により医療水準にかなった医療を行わなかったことと患者の死亡との間の因果関係の存在は証明されないけれども、右医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明される場合には、医師は、患者が右可能性を侵害されたことによって被った損害を賠償すべき不法行為責任を負う、としています（最判平12.9.22）。よって、本肢は正しく、これが正解肢となります。
- 5 判例は、かりに交通事故の被害者が事故に起因する後遺症のために身体的機能の一部を喪失したこと自体を損害と観念することができるとしても、その後遺症の程度が比較的軽微であって、しかも被害者が従事する職業の性質からみて現在又は将来における収入の減少も認められないという場合においては、特段の事情のない限り、労働能力の一部喪失を理由とする財産上の損害を認める余地はないというべきである、としています（最判昭56.12.22）。よって、本肢は誤りです。

**問題35** 正解2

- ア 民法は、未成年者の遺言能力について、15歳より遺言が可能としています（96条1条）。また、遺言の証人又は立会人について、未成年者はなることができないとしています（974条1号）。これらの条文に照らして、本肢は正しい記述です。

イ 民法は、自筆証書遺言作成については、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならないとしています（968条1項）。この点で、本肢の前段は正しい記述です。次に民法は、自筆証書遺言を変更する場合は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、「かつ」、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない、と規定しています（968条2項）。この点で、問題文は誤りです。

ウ 本肢では、遺言者が障害等により口頭で述べることができない場合ですので、民法969条の2第1項が適用されます。よって、公証人の質問に対してうなづくこと、又は首を左右に振ること等の動作で口授があったものとみなすことはできません。本肢は誤りです。

エ 秘密証書遺言の場合には、自筆証書遺言とは異なり、自書は要件となっておりません（970条1項参照）。よって、本肢は正しい記述です。

オ 成年被後見人の遺言の場合には、医師2人以上の立会いがなければならない、とされています（民法973条1項）。以上より、本肢は誤りです。

以上より、正しいものはア・エですので、正解肢は2となります。

〈参照条文〉

・969条の2第1項

口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

・970条1項

秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。
- 二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。
- 三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。
- 四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

問題36 正解2

- 1 商人の定義については、商法4条1項に「この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。」と規定されています。本条項に照らして、本肢は誤りです。
- 2 商法4条2項では、「擬制商人」を規定しています。すなわち、「商行為を行うことを業としない者」でも、①店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は②鉱業を営む者については、商法上の商人に該当するとみなされます。本条項に照らして、本肢は正しい記述で、これが正解肢となります。
- 3 商法503条1項は「商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。」とし、2項は「商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。」と規定しています。条文上は、「推定」ですので、反証があれば覆ります。ということは、問題文のように「全て商行為となる。」とは言い切れません。よって、本肢は誤りです。
- 4 商法上の概念として、絶対的商行為があります(501条)。絶対的商行為とは、これに該当すれば「商行為」とされ商法の適用を受ける性質のもので、営業のために行わない場合でも商行為となります。よって、本肢は誤りです。
- 5 肢4の絶対的商行為は、誰が行っても商行為となります(501条)。したがって、問題文が「商人でない者の行為は、商行為となることはない。」と断定している点が誤りです。



**問題 37**    **正解 2**

- 1 定款の絶対的記載事項は、①会社の目的（27条1号）、②商号（2号）、③本店の所在地（3号）、④設立に際して出資される財産の価額又はその最低額（4号）、及び⑤発起人の氏名又は名称及び住所（5号）、⑥発行可能株式総数（37条）です。したがって、問題文にある「資本金の額」、「設立時発行株式の数」は絶対的記載事項ではありませんので、本肢は誤りです。
- 2 会社法28条1号は、変態設立事項の現物出資について「金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数」について、「定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 3 会社法では、「発起人は、株式会社の成立の時に、出資の履行をした設立時発行株式の株主となる。」と規定されています（50条1項）。問題文は、払い込みまたは給付の時に株主となると記述されている点が誤りです。
- 4 会社法では、持分会社については設立取消しの訴えが認められていますが（832条）、株式会社については、このような訴訟類型は規定されていません。よって、本肢は誤りです。なお、株式会社の設立手続に重大な瑕疵がある場合は、設立無効の訴えにより争うこととなります（828条1項1号）。
- 5 そもそも発起設立の場合には、創立総会の開催自体がありません。よって、本肢は誤りです。なお、募集設立の場合には、設立時取締役の選任は、創立総会の決議によって行います（88条）。発起設立の場合には、発起人が定款により選任します（38条1項、4項）。

**問題38**    **正解2**

- 1 会社が反対株主の株式買取請求に応じても、株式自体がなくなるわけではありませんので、発行済株式の総数には変化はありません。よって、本肢は誤りです。
- 2 株式の消却とは、発行済みの自己株式を消滅させることを意味しますので、発行済株式の総数は減少します。よって、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。
- 3 会社が単元株式数を定款に定めたとしても、株式自体がなくなるわけではありませんので、発行済株式の総数には変化はありません。よって、本肢は誤りです。
- 4 会社が自己株式を処分するとは、会社が株式を第三者に売却等することを意味しますので、発行済株式の総数には変化はありません。よって、本肢は誤りです。
- 5 会社が募集新株予約権を発行したとしても、あくまでも予約権を発行している段階ですので、直ちに発行済株式の総数は増加しません。よって、本肢は誤りです。

**問題 39**    **正解 1**

- ア 取締役の報酬は、原則として株主総会で決定します (361 条)。そして、この報酬の決定については、問題文のような制約はありません。よって、本肢は誤りです。
- イ 問題文では、「取締役の報酬等として当該株式会社の株式または新株予約権を取締役に付与」とありますので、このような場合でも、株主総会決議が必要になります (361 条 1 項)。よって、本肢は誤りです。
- ウ 会社法 361 条 6 項は、「監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。」と規定しています。本条項に照らして、本肢の記述は正しいです。
- エ 会社法は、指名委員会等設置会社において、報酬委員会は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならないと規定しています (409 条 1 項)。さらに、報酬委員会は、当該方針に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することと規定されています (409 条 2 項、404 条 3 項)。本条項に照らして、本肢の記述は正しいです。
- オ 監査等委員会設置会社において、監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができます (361 条 5 項)。よって、本肢の記述は正しいです。

以上より、誤っているのはア・イとなり、正解肢は 1 となります。

**問題40**    **正解4**

- ア    いわゆる株主の有限責任です。会社法では、「株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。」と規定されています（104条）。よって、本肢の記述は正しいです。
- イ    原則として、株式には自由譲渡性が認められています。会社法も127条で「株主は、その有する株式を譲渡することができる。」と規定しています。よって、本肢の記述は正しいです。
- ウ    募集株式の発行に係る募集事項は、非公開会社の場合には株主総会決議です（199条2項）。しかし、公開会社の場合で、第三者割当ての有利発行以外は、取締役会で決定ができます（201条1項）。問題文では、「全ての株式会社に共通する」という条件がありますので、これには合致しません。よって、本肢は誤りです。
- エ    会社法326条1項は、「株式会社には、一人又は二人以上の取締役を置かなければならない。」と規定しています。本条項に照らして、本肢は正しい記述です。
- オ    以前は、株式会社には最低資本金制度がありましたが、現在ではありません。よって、本肢は誤りです。
- 以上より、誤っているのはウ・オですので、正解肢は4となります。

## 問題 41 ～問題 43 は択一式（多肢選択式）

## 問題 41 正解 以下の通り

ア：20、イ：17、ウ：9、エ：19

まず、問題文に挙げられている判例の文章を一読します。

そうしますと、中段あたりの記述から、その内容が、表現の自由における、名誉の侵害と公務員、公選による公職の候補者等のバランスに関するものであり、かつそれが真実に反する場合のものであることが分かります。

この問題の判例は、いわゆる北方ジャーナル事件です（最大判昭61.6.11）。しかし、そのこと自体が分からなくても、空欄を除いた文章からでも、十分に当該補足意見の趣旨は汲むことができる内容だと思います。

そして、文章の前提となっている事案の見当がついたところで、各空欄に当てはまる語句を探していきます。

まず、空欄アですが、ここには表現そのものが入ります。そして、空欄アに続いて「真実に反する場合」と仮定していますので、そもそも真実性がないような「差別的表現」や「誹謗中傷」ではなく、20の表現内容が入ると解されます。

次に、空欄イですが、『他人の  としての名誉』という文章から、名誉の種類だと分かります。そうだとしますと、社会的や私的領域という語句では、空欄イに代入してみた場合には、いずれもしっくりきません。そこで、残る人格権を入れてみると、スッキリしますので、ここには17の人格権が入ると解されます。

さらに、空欄ウですが、『公選による公職の候補者等の  人物であつて』という文章から、人物の形容が入ることが分かります。さらに、『その  が  問題に関する場合』という文章との整合性を考えると、9の公的が入ります。

最後に、空欄エですが、その後の『換言すれば、表現にかかる事実が真実に反し虚偽であることを知りながら』という文章から、このことを指し示す語句である、19の現実の悪意が入ります。

**問題42** 正解 以下の通り

ア：6、イ：9、ウ：3、エ：13

まず、問題文に挙げられている文章と語群を一読します。

そうしますと、文章が行政機関の行う行政立法に関する文章だと分かると思います。

そうだとしますと、空欄アには一番大きな概念が入りますので、6の行政立法が入ります。後には、行政立法の種類ですので、前者である空欄イには、法的拘束力があると書かれていることから、9の法規命令が入り、後者である空欄ウには、3の行政規則が入ることが分かります。

最後に、空欄エには、行政機関が意思決定や事実を公に知らせる形式とありますので、13の告示が入ると解されます。

**問題43** 正解 以下の通り

ア：11、イ：6、ウ：10、エ：20

まず、問題文に挙げられている文章と語群を一読します。

そうしますと、行政上の不服申立手続及び抗告訴訟と、国家賠償の関係に関する文章であることが分かると思います。

そのことを前提にして、各空欄を検討していくと、まず空欄アには、そのものズバリで11の国家賠償が入ります。

次に、空欄イですが、『当該行政処分についての取消し又は  確認の判決』とありますので、6の無効が入ることが分かります。

さらに、空欄ウですが、『実質的に  の取消訴訟と同一の効果を生じさせる』という文章から、10の課税処分が入ることが分かります。

最後に、空欄エには、『[ウ：課税処分]等の不服申立方法・期間を制限した趣旨を潜脱することになり、[ウ：課税処分]の  をも否定することになる』という文章から、課税処分の効力が実質的に骨抜きになるという趣旨の語句が入ると分かります。そうだとしますと、行政処分の効力として相応しいのは、20の公定力だと分かります。

## 問題 44～問題 46 は記述式

※解答は、必ず答案用紙裏面の解答欄（マス目）に記述すること。なお、字数には、句読点も含む。

## 問題 44 正解 以下の通り

も	っ	ぱ	ら	行	政	権	の	主	体	の	立	場	か	ら
な	さ	れ	、	法	律	上	の	争	訟	に	当	た	ら	ず
、	訴	え	却	下	の	判	決	が	な	さ	れ	る	。	

(44字)

まず、問題文を一読します。

そうしますと、宝塚市パチンコ建築工事続行禁止請求事件が題材となっていると分かります（最判平14.7.9）。

これは、宝塚市では、市内において、パチンコ店等、ゲームセンター又は旅館等（以下「指導対象施設」という。）の建築等をしようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない、という条例があったところ、あるパチンコ店が、当該条例の市長の同意を得ないままに建築確認を得て建築工事を行ったので、市側が建築工事の禁止を請求したという事件です。

判例は、「行政事件訴訟法その他の法律にも、一般に国又は地方公共団体が国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することを認める特別の規定は存在しない。したがって、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法というべきである。」と述べています。

問題文には、「最高裁判所の判例によれば」とあり、かつ解答には、①こうした訴訟は、どのような立場で A 市が提起したものであるとされ、②また、どのような理由で、③どのような判決がなされるべき、を書くことが要求されています。

したがって、書くべき要素としては、①もっぱら行政権の主体として提起、②法律上の争訟に当たらない、③訴え却下判決となります。

あとは、40 字程度でまとめることとなります。



問題45 正解 以下の通り

B	は	、	C	が	譲	渡	禁	止	特	約	に	つ	き	善
意	か	つ	無	重	過	失	で	あ	る	場	合	に	は	、
請	求	に	応	じ	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。	

(44字)

まず、問題文を一読します。そうしますと、債権譲渡禁止特約と第三者に係る最高裁判所の判例に関する知識問題だと分かります。

そして、民法上、譲渡禁止特約は、善意の第三者には対抗できないとされています(466条2項ただし書)。この点について判例は、民法466条2項は債権の譲渡を禁止する特約が「善意の」第三者には対抗できない旨を規定していますが、重大な過失は悪意と同様に扱うべきものですから、譲渡禁止特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であっても、これにつき譲受人に重大な過失がある場合には、悪意の譲受人と同様に譲渡によって、その債権を取得し得ないものと解するのが相当であるとして、この場合には善意無重過失を要求することとしています(最判昭48.7.19)。

本問では、この点を踏まえて解答を作成します。まず、問題文では、「Bは、Cの請求に応じなければならぬか」について書くべきことを要求しています。そこで、事案を分析しますと、Cの善意・悪意、過失の有無については記述されていません。そこで、場合分けをして書くこととなりますが、字数制限がありますので、この点に注意して解答を作成します。なお、本問の必須エレメントは、①BがCの請求に応じべきかどうか、②その場合の条件(=善意無重過失という判例の基準)です。

## 問題 46 正解 以下の通り

損	害	お	よ	び	加	害	者	を	知	っ	た	時	か	ら
3	年	間	、	ま	た	は	不	法	行	為	の	時	か	ら
2	0	年	間	、	行	使	し	な	い	時	。			

(41字)

民法724条の条文問題です。問題文では、「①いつの時点から②何年間行使しないときに消滅するかについて、③民法が規定する2つの場合」という要求がありますので、この点を必ず書きます。

あとは、条文を元に字数に気をつけて解答を作成します。

なお、問題文には「不法行為による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が、」と既にかかれていしますので、条文のこの点は書く必要はありません。

〈参照条文〉

民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

## 一般知識等

問題 47～問題 60 は択一式（5肢択一式）

### 問題 47 正解 1

- 1 北朝鮮の最高指導者の金正恩（キム＝ジョンウン）は、かつての最高指導者の金日成（キム＝イルソン）の孫となります。よって、本肢が正しく、これが正解肢となります。
- 2 アメリカの G.W. ブッシュ第 43 代大統領は、G.H.W. ブッシュ第 41 代大統領の孫ではなく、子供です。よって、本肢は誤りです。
- 3 韓国大統領を罷免された朴槿恵（パク＝クネ）は、かつての大統領である朴正熙（パク＝チョンヒ）の孫ではなく子供です。よって、本肢は誤りです。
- 4 日本の安倍晋三首相は、かつての首相である吉田茂の孫ではなく、岸信介の孫です。よって、本肢は誤りです。
- 5 インドの首相を務めたインディラ＝ガンディーは、「独立の父」マハトマ＝ガンディーの孫ではありません。よって、本肢は誤りです。

**問題48**    **正解5**

- 1 現在の公的年金の加入は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者とされています（国民年金法7条1項参照）。よって、本肢は誤りです。
- 2 日本の公的年金では、法律によって給付の額が確定して確定給付型が採用されています（国民年金法27条参照）。よって、本肢は誤りです。
- 3 国民年金法では、「老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が65歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときは、この限りでない。」とされています（26条）。5年ではありません。よって、本肢は誤りです。
- 4 地方分権一括法の施行に伴い、国民年金事務に係る国と市町村の役割分担の明確化を図りました。そして、平成12年4月及び平成14年4月の2段階に分け、事務量の相当部分を「市町村から国へ」移管しました。よって、本肢は誤りです。
- 5 老齢年金の給付により受け取った所得は、税法上の雑所得にあたるため、所得税の課税対象です。よって、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。

**問題49**    **正解5**

ア 専門技術を持つ外国人の就農が全国的に認められたわけではなく、限られた国家戦略特区内でのみ認められています。よって、本肢は誤りです。

イ 株式会社や農事組合法人などの「農地所有適格法人」であれば、農地を借りることだけでなく、所有することも可能です。問題文が、「農地の借用のみはできる」としている点が誤りです。

ウ 全国農業協同組合中央会（JA全中）は、廃止されていません。よって、本肢は誤りです。

エ 国の独立行政法人や都道府県が有する種苗の生産に関する知見については、農業の競争力強化に向けて積極的に民間事業者に提供していくこととなりました（農業競争力強化支援法8条4号）。よって、本肢は正しいです。

オ 農地に関する業務を担う農業委員会は市区町村に設置されていますが、2015年の農業委員会等に関する法律の改正によって、農業委員の選挙制は廃止され、市区町村長の任命制に改められました。よって、本肢は正しいです。

以上より、正しいのはエ・オですので、正解肢は5となります。

**問題 50** 正解 2

ビットコインに関する穴埋め問題です。まずは、問題文を一読し、語句も一読します。

そして、空欄に語句を当てはめていきます。

まず、空欄  ですが、実際の貨幣と同様、当事者間で直接譲渡が可能な流通性を備えるのがビットコインで、そうではないのが空欄に入る語句となります。そうしますと、空欄にはアの電子マネーが入ります。

次に、空欄  ですが、ここには、アの P2P が入ります。P2P とは、ネットワークにおいて対等な関係にある端末間をダイレクトに接続し、データを送受信する通信方式です。

さらに、空欄  ですが、ここには、アの分散が入り、空欄  には、イのタイムスタンプが入ります。

以上より、正解肢は 2 となります。

**問題 51** 正解 1

それぞれ、以下のような換算になります。

1 坪	約 3.3 平方メートル
1 間	約 1.8 メートル
1 町歩	約 0.00991736 平方キロメートル
1 升	約 1.8 リットル
1 里	約 3.924 キロメートル

以上より、Aの方が大きい値なのは、1 となります。

問題52 正解2

ア 食品表示等の適正化に向けた体制の強化や違反行為の抑止を目的として、2014年6月と11月に景品表示法の改正が行われ、不当表示を行った事業者に対して経済的不利益を課す課徴金制度が導入されています。また、所定の手続に沿った返金措置（自主返金）を行った事業者についての課徴金額の減額等を定め、不当表示を行った事業者が自ら進んで返金措置を行うことにより、消費者の被害回復が促進されることが期待されています。以上より、本肢は正しい記述です。

イ 一般社団法人日本クレジット協会の統計では、2017年3月末のクレジットカードの発行枚数は、2億7,201万枚です。また、最高裁判所の司法統計によると、2016年の破産件数は約7万1千件程度ですので、100万件には遠く及びません。以上より、本肢は誤りです。

ウ 国土交通省によると、リコール制度とは、設計・製造過程に問題があったために、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で回収・修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度です。したがって、消費者庁が自動車の回収に関与するものではありません。以上より、本肢は誤りです。

エ 国民生活センターは、独立行政法人です。また、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施すると述べていますので、「個別の消費者紛争の解決に直接的に関与することはできない。」とする本文は、誤りとなります。

オ 消費者庁の説明によると、消費生活センターとは、地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関です。現在、都道府県・政令指定都市の全てと市区町に約520カ所のセンター（平成17年4月1日現在）がありますが、規模や体制等は自治体によって様々です。相談は主に、電話や来所で受け付けており、消費生活専門相談員などの資格を持った相談員が対応しています。よって、本肢は正しい記述です。

以上より、妥当なものはア・オになりますので、正解肢は2となります。



**問題 53**    **正解 3**

- 1 「官僚たちの夏」は、城山三郎氏の作品ですので、本肢は誤りです。
- 2 「苦海浄土」は、石牟礼道子氏の作品ですので、本肢は誤りです。
- 3 「白い巨塔」は、山崎豊子氏の作品で、内容の説明も妥当ですので、本肢が正解肢になります。
- 4 「蟹工船」は、小林多喜二氏の作品ですので、本肢は誤りです。
- 5 「複合汚染」は、有吉佐和子氏の作品ですので、本肢は誤りです。

**問題 54**    **正解 5**

本問は、ITの世界における「クラウド」の意味を問う問題です。まず、前提として、クラウドは、「Cloud」と「Crowd」の二種類があります。前者は、雲すなわちネットワーク上のサーバを意味し、後者は群衆すなわち不特定多数を意味します。

あとは、それぞれの意味に相応しい語句を選んでいきます。

空欄には、アは Crowd、イは Cloud、ウはクラウドソーシング、エはクラウドファンディング、オはクラウドコンピューティングが入りますので、正解肢は5となります。

問題55 正解2

ア 著作権法13条は、「次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。」とし、その3号で「裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの」と規定しています。本条に照らして、本肢は正しい記述です。

イ 著作権法1条は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定しています。したがって、「著作物の普及推進、国民経済の発展」という点には言及がありません。よって、本肢は誤りです。

ウ 著作物の定義は、法律上、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定されています（2条1項1号）。したがって、問題文のように「財産性」が必須とは書かれていませんので、本肢は誤りです。

エ 著作権法12条の2は、「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。」と規定しています。よって、本肢は誤りです。

オ 著作権法は89条により著作隣接権を認めています。そして、著作隣接権は原作とは別に著作権法上の保護の対象となります。本条に照らして、本肢は正しい記述です。

以上より、正しいのはア・オとなり、正解肢は2となります。

**問題 56**    **正解 4**

- ア ワームとは、他のファイルに寄生して増殖するのではなく、自分自身がファイルやメモリを使って自己増殖を行うタイプのウイルスのことをいいます。よって、本肢は誤りです。
- イ DNS（ディー・エヌ・エス）とは、Domain Name System（ドメイン・ネーム・システム）の略。“soumu.go.jp.”などのドメイン名をIPアドレスに変換する仕組みのことをいいます。よって、本肢は誤りです。
- ウ クッキー（cookie）とは、ホームページを閲覧した際に、Webサーバーが利用者のコンピュータに保存する管理用のファイルのことをいいます。問題文の説明は、クッキー（cookie）の解説として適切な内容です。
- エ トロイの木馬とは、コンピュータの内部に潜伏して、システムを破壊したり、外部からの不正侵入を助けたり、そのコンピュータの情報を外部に発信したりするプログラムです。問題文の説明は、トロイの木馬の解説として適切な内容です。
- オ コンピュータ OS において管理者権限を持つ者を指す用語は、アドミニストレータですので、本肢は誤りです。
- 以上より、適切なのはウ・エですので、正解肢は4となります。

問題57 正解5

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における「行政機関」とは、国の行政機関を意味します（2条各号参照）。よって、本肢は誤りです。
- 2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律における「行政機関」とは、国の行政機関を意味します（2条各号参照）。よって、本肢は誤りです。なお、地方公共団体は、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければなりません（25条）。
- 3 問題文では、「地方公共団体が当該文書・情報を管理している場合」とありますので、地方公共団体はそれぞれの条例に基づき、地方公共団体の長が開示の許否を判断することになります。よって、本肢は誤りです。
- 4 個人情報の訂正請求に対する地方公共団体による拒否決定について不服のある者は、国の情報公開・個人情報保護審査会に対し審査請求をすることができる、という制度はありません。よって、本肢は誤りです。
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条6号本文は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、6号イにおいて「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と定めています。これに照らして、本肢の記述は正しく、これが正解肢となります。

**問題 58** 正解 4

短文の空欄補充問題です。まずは、問題文と各肢の短文を一読しましょう。

その上で、各空欄に入るべき文章を確定していきます。まず、空欄  ですが、その前の文章の主題は、「与えてくれる」ということにあります。そこで、エが相応しいと分かります。

次に、空欄  ですが、この段落のテーマは、誰かが向かう先を教えてくれて、自分たちは追従していたという話です。そこで、イが相応しいと分かります。

ここまで分かれば、選択肢の並びから肢 4 に絞られ、その通りに残りの空欄に入れてみますと、文章として意味が通じるので、これが正解肢だと分かります。

**問題 59** 正解 1

まずは、問題文と各肢の語句を一読しましょう。

その上で、各空欄に入るべき語句を確定していきます。まず、空欄  ですが、空欄の後ろで、考えることが理知的と書かれています。そうだとしますと、空欄  には、それとは異なる意味の語句が入ります。そして、選択肢の中から相応しい語句を選ぶと、「漠然」と入ることが分かります。

次に、空欄  ですが、ここには上達とか習熟という語句が入ることが、文章の流れから予測できます。そして、選択肢の中から相応しい語句を選ぶと、「習熟」が入ることが分かります。

さらに、空欄  ですが、「じっと蓄えているというのが [III] である」という一文から、「原義」が入ることが分かります。

あとは、肢 1 が候補となりますので、空欄  に「補助ツール」を入れてみて、文意が通ることを確認します。

問題60 正解3

まずは、問題文と各肢の短文を一読しましょう。

その上で、短文の並びを確定していきます。このような問題の場合、まず、空欄の前後の文章が、非常に重要です。

まず、空欄の前は、「海はひろいが、魚がいるのは、その一部のごくかぎられたところである。魚がいつも群れているところは、海のなかの点でしかない。」という文章です。

次に、空欄の後は「そこで、そのバをおぼえるのには、陸をみる。(中略)つまり、陸上の四点の地形、地物を選びだして二本の直線をひき、その交点としてバをおぼえるのである。」という文章が来ます。

さらに、各肢の並び順を確認しますと、まず先頭には、イかエが来ます。そして、その文章を確認すると、イは「岩礁」の説明となっています。これに対して、エは「バ」の説明として「岩礁」が出てきます。つまり、エがイよりも先に位置することが分かります。ですので、並びは、エ→イとなります。

あとは、肢3のとおり、エ→イ→ア→ウ→オと並べてみて、文意を確認すると、問題はありませぬので、これが正解肢となります。